新宿区マンション管理計画認定制度

申請の手引き

新宿区都市計画部住宅課

令和7年11月　改訂版

版数	発行日	改訂履歴
第1版	2024 年 2 月 15 日	初版
第2版	2025 年 4 月 1 日	目次 第 1 章(3) 第 2 章(2) 第 3 章(2) 時点更新
第3版	2025 年 11 月 28 日	第 1 章(1) 第 3 章(2) 時点更新

目次

第1章　管理計画認定制度の概要 1

（１） 管理計画認定制度とは 1

（２） 認定の対象 1

（３） 認定を受けることによるメリット（令和７年４月現在） 1

（４） 申請者 2

（５） 認定の有効期間 4

（６） 認定基準と確認対象書類 5

第2章　申請方法 7

（１） 認定申請の手順（新規申請の場合） 7

（２） 認定申請手数料 10

第3章　認定後の手続き 11

（１） 管理計画の更新 11

（２） 管理計画の変更 11

（３） その他の注意事項 13

第4章　申請に係る相談窓口・参考情報等 14

・この手引きは、予告なく変更または更新することがあります。

・この手引きは、国土交通省が作成した「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づくマンションの管理計画認定に関する事務ガイドライン（令和６年９月改定）」（以下「国ガイドライン」という。）に準拠して作成しています。
【国土交通省ホームページ】 ▶▶
URL：
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mankan_jichitai.html#jimuguide

第１章　管理計画認定制度の概要

（1）管理計画認定制度とは

管理計画認定制度とは、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして地方公共団体から認定を受けることができる制度です。（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（「以下（マンション管理適正化法）という。」）第5条の13に規定）

（2）認定の対象

新宿区全域に立地する既存の分譲マンション（マンション管理適正化法第2条第1号に規定）が対象です。申請にあたっては、その旨を管理組合の集会※による決議で得ておく必要があります。
※集会とは、建物の区分所有等に関する法律（「以下（区分所有者法）という。」）第34条第1項に規定するものであり、これには、いわゆる臨時総会も含まれます。

（3）認定を受けることによるメリット（令和7年4月現在）

①管理の適正化

管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取組が推進されるほか、管理計画の認定を受けたマンションについて、市場で高く評価されるなどのメリットが期待されます。また、良質な管理水準が維持されることで、居住者のみならず、周辺地域の良好な居住環境の維持向上にも寄与するものと考えられます。

②（独）住宅金融支援機構による金利等の優遇

詳細は、住宅金融支援機構のホームページ等でご確認ください。（URL は p.14 参照）

■マンション共用部分リフォーム融資の借入金利引下げ
管理組合が大規模修繕工事を行う際に利用できる融資制度です。
認定を受けたマンションは金利が引き下げられます。
※マンションすまい・る債の積立を行っている管理計画認定マンションの場合、
マンション共用部分リフォーム融資の借入金利がさらに引き下げられます。

■【フラット 35】維持保全型の借入金利引下げ
認定マンションを購入する際に、購入者が利用できる住宅ローンです。
当初5年間の金利が引き下げられます。

■マンションすまい・る債の債券利率を上乗せ
国の許可を得て住宅金融支援機構が発行する、マンション管理組合のための10年満期の利付債券です。認定を受けたマンションが債券を購入する際、利率が上乗せされます。

③長寿命化促進税制（固定資産税の減税措置）

詳細は、国土交通省や東京都主税局のホームページ等でご確認ください。

長寿命化工事（屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装等工事）を過去に1度以上実施している等、一定の要件を満たす管理計画認定マンションが、令和5年4月1日～令和9年3月31日の間に2回目以降の長寿命化工事を完了させた場合、工事翌年度に課される固定資産税が、東京 23 区においては1/2減税される場合があります。

（4）申請者

管理計画の認定を申請できるのは、原則として新宿区内の分譲マンションの管理組合の管理者等です。

【管理者等とは】
・総会等で選任された管理者（区分所有法第25条第1項（第66条の準用を含む））
・管理組合法人の理事（区分所有法第49条第1項（第66条の準用を含む））
※住宅の用途以外の用途（商業等）を含む、複合用途型のマンション（以下「複合用途型マンション」という。）及び一団地内に複数の建物が存在するマンション（以下「団地型マンション」という。）における申請主体については、それぞれ下記のとおりです。

① 複合用途型マンションの場合

・複合用途型マンションにおける管理計画認定の申請主体は、全体管理組合（マンションの区分所有者全員によって構成される管理組合をいう。）の管理者等のみです。
・建物に複数の管理者等が存在する場合、店舗部会※の管理者等を除く管理者等の連名により申請してください。
・全体共用部分並びに住宅及び店舗の一部共用部分のそれぞれに管理者等が存在する場合、申請は、全体管理組合及び住宅部会※の合意のもとで行い、認定対象となる管理計画の範囲は全体共用部分及び住宅一部共用部分に関する部分となります。
※一般的に、それぞれの用途に応じた管理組合を各部会と呼称することがあるため、この手引きにおいても便宜上、各部会の名称を各用途に合わせて、住宅部会、店舗部会と呼ぶこととします。

■複合用途型マンションにおける管理組合の形態イメージ

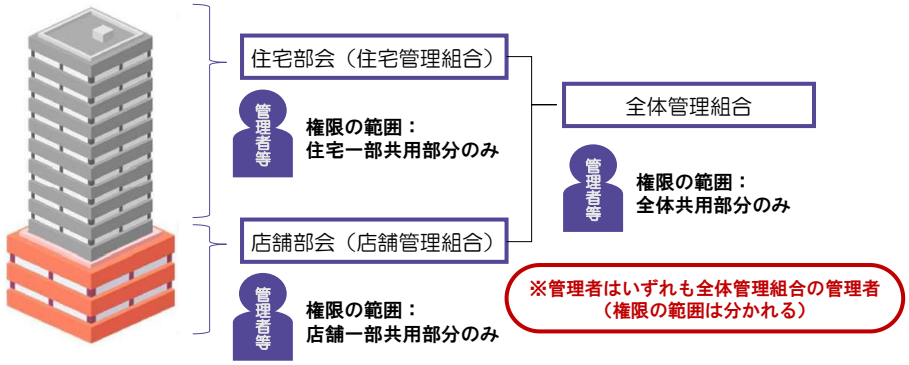

管理組合	管理対象	管理者等	管理者等の権限の範囲	申請権限
全体管理組合	全体共用部分のみ	有 **全体管理組合の管理者等**（区分所有法上の管理者等）	全体共用部分のみ	○
住宅部会（住宅管理組合）	住宅一部共用部分のみ	有 **全体管理組合の管理者等 ※**（区分所有法上の管理者等）	住宅一部共用部分のみ	○
店舗部会（店舗管理組合）	店舗一部共用部分のみ	有 **全体管理組合の管理者等 ※**（区分所有法上の管理者等）	店舗一部共用部分のみ	×

出典：国ガイドライン

■図表：複合用途型マンションの管理対象と認定及び審査対象との関係

管理対象の共用部分	区分所有者	認定及び審査対象
全体共用部分	全区分所有者	○
住宅一部共用部分	住宅部分の区分所有者	○
店舗一部共用部分	店舗部分の区分所有者	×

出典：国ガイドライン

② 団地型マンションの場合

・区分所有法第65条においては、一団地内に複数の建物が存在し、当該団地内の土地又は附属施設が団地建物所有者の共有に属するときは、それらの土地又は附属施設（この部分を「団地共用部分」という。）の管理を行うための団地管理組合が構成されるとしており、団地建物所有者の全員で共有する団地共有部分は団地管理組合（65条団体）の管理者等が管理を行い、各棟の共用部分は各棟の管理組合の管理者等が管理を行います。

1）第68条規約ありの場合

・区分所有法第68条においては、団地内の専有部分のある建物や一部共用部分等について規約を定めることができることとされており（以下「68条規約」という。）、68条規約を定めている団地型マンションにおいては、団地全体を一体として、団地管理組合の管理者等が管理を行っていることから、管理計画の認定の申請主体は団地管理組合（65条団体）の管理者等となります。
・認定対象となる管理計画の範囲は、商業等の用に供する部分を除いた団地全体となります。

■団地型マンションにおける管理組合の形態イメージ（68 条規約がある場合）

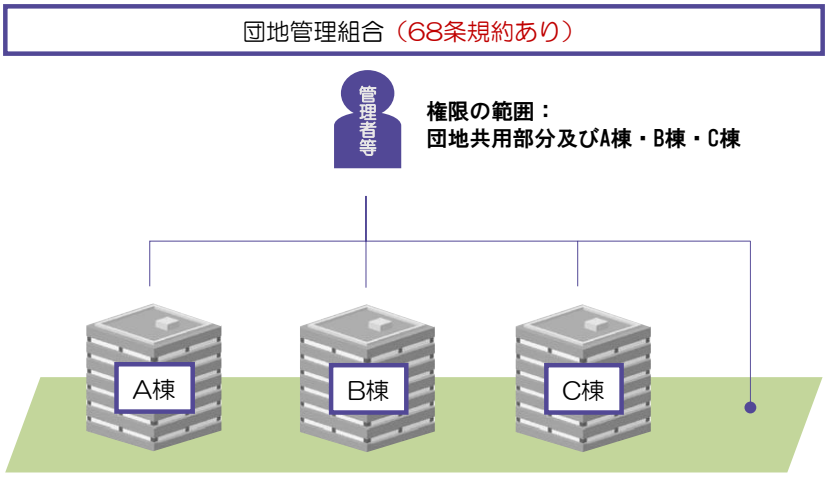

管理組合	3条団体	65条団体	管理対象	管理者等	管理者等の権限の範囲	申請権限
団地管理組合	―	○	団地共用部分・A棟・B棟・C棟	有（区分所有法上の管理者等）	団地共用部分・A棟・B棟・C棟	○
A棟管理組合	○	―	―	無	―	×（管理者等不在）
B棟管理組合	○	―	―	無	―	×（管理者等不在）
C棟管理組合	○	―	―	無	―	×（管理者等不在）

出典：国ガイドライン

2）第68条規約なしの場合

・68条規約を定めていない団地型マンションの場合、団地共用部分及び各棟の共用部分のそれぞれについて、各管理組合の管理者等が管理を行っていることから、管理計画認定の申請主体は各棟の管理組合（3条団体）の管理者等及び団地管理組合（65条団体）の管理者等となります。

・認定対象となる管理計画の範囲は、商業等の用に供する部分を除いた部分となります。

【留意事項】

・団地管理組合と認定を希望する棟の管理組合が連名で申請するにあたっては、それぞれの管理組合において認定を申請することについての決議が必要となります。

■団地型マンションにおける管理組合の形態イメージ（68 条規約がない場合）

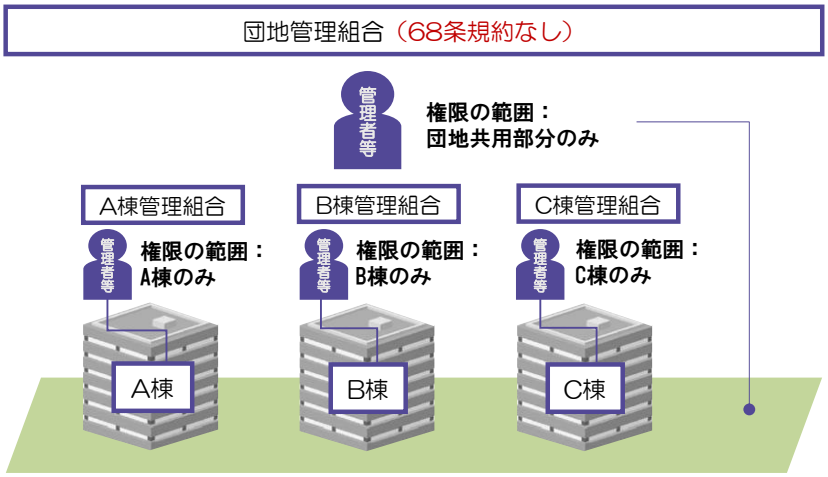

管理組合	3条団体	65条団体	管理対象	管理者等	管理者等の権限の範囲	申請権限
団地管理組合	―	○	団地共用部分	有（区分所有法上の管理者等）	団地共用部分のみ	○（各棟との連名申請が必要）
A棟管理組合	○	―	A棟のみ	有（区分所有法上の管理者等）	A棟のみ	○（団地＋A棟）
B棟管理組合	○	―	B棟のみ	有（区分所有法上の管理者等）	B棟のみ	○（団地＋B棟）
C棟管理組合	○	―	C棟のみ	有（区分所有法上の管理者等）	C棟のみ	○（団地＋C棟）

出典：国ガイドライン

（5）認定の有効期間

認定を受けた場合、その認定の有効期間は、認定を受けた日から5年間です。

引き続き認定を受けるためには、有効期間内に更新を行う必要があります。認定の更新を受けた場合、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算します。なお、新宿区からは有効期間満了に関する通知等は行いませんので、ご注意ください。

(6) 認定基準と確認対象書類

下表のとおりです。なお、新宿区独自の基準はなく、国のマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針に定める基準と同一の内容です。

省令別記様式第1号による認定申請書の正本及び副本に、管理計画の認定の申請を決議した集会(総会)の議事録の写し及び下記書類を添えて提出してください。

■管理計画の認定基準と確認対象書類

管理計画認定の基準		確認対象書類
1. 管理組合の運営		
①	管理者等が定められていること	・管理者等を選任することを決議した集会(総会)の議事録の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより管理者が選任されたことを証する書類(理事会の議事録の写し等)
②	監事が選任されていること	・監事を置くことを決議した集会(総会)の議事録の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類(理事会の議事録の写し等)
③	総会が年1回以上開催されていること	・認定申請日の直近に開催された集会(総会)の議事録の写し ※<必要に応じて>年1回集会(総会)を開催できなかった場合の措置が図られたことが確認できる書類
2. 管理規約		
④	管理規約が作成されていること	・管理規約の写し
⑤	マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること	・管理規約の写し
⑥	マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(又は電磁的方法による提供)について定められていること	・管理規約の写し
3. 管理組合の経理		
⑦	管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること	・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会(総会)において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 ※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会(総会)において決議された収支予算書
⑧	修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと	・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会(総会)において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 ※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会(総会)において決議された収支予算書
⑨	直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること	・当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類 ・認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会(総会)において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 ※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会(総会)において決議された収支予算書

管理計画認定の基準		確認対象書類
4. 長期修繕計画の作成及び見直し等		
⑩	長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について総会にて決議されていること	・長期修繕計画の写し ・当該長期修繕計画の作成又は変更を決議した集会（総会）の議事録の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより当該長期修繕計画を作成し、又は変更したことを証する書類
⑪	長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること	・長期修繕計画の作成又は変更を決議した集会（総会）の議事録の写し
⑫	長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること	・長期修繕計画の写し ※＜必要に応じて＞マンションの除却その他の措置の実施が予定されている場合は、その実施時期が議決された集会（総会）の議事録の写し等
⑬	長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと	・長期修繕計画の写し
⑭	長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと	・長期修繕計画の写し ※＜必要に応じて＞修繕積立金ガイドラインを基に設定する水準を下回る場合は、専門家による修繕積立金の平均額が著しく低額でない旨の理由書
⑮	長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること	・長期修繕計画の写し
5. その他		
⑯	管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿（区分所有者名簿）、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること	・組合員名簿（区分所有者名簿）及び居住者名簿を備えるとともに、年一回以上更新していることを確認できる書類（これらの名簿を備えるとともに、年1回以上更新していることに関する表明保証書等）

第２章　申請方法

（1）認定申請の手順（新規申請の場合）

認定申請の一連の手続は、公益財団法人マンション管理センター（以下「マンション管理センター」という。）の「管理計画認定手続支援サービス」（インターネット上の電子システム（以下「システム」という。））を利用し、オンラインで申請を行ってください。

※新規・更新の認定申請は直接窓口で受付していません。

＜申請手続きの流れ＞

0 認定申請に係る合意

認定申請にあたって、その旨をマンションの管理組合の集会（臨時総会を含む）で決議しておく必要があります。

1 事前確認の申請

新宿区へ申請する前に、認定申請を予定しているマンションの管理計画が国の認定基準に適合しているかどうかをマンション管理センターの事前確認講習を修了したマンション管理士が確認します（事前確認）。

システムを通じた事前確認には4通りの方法があります。いずれかの方法により、事前確認を依頼してください。

■4つの申請パターンと問合せ先

パターンごとの事前確認の依頼先		問合せ先
①	**マンション管理士に直接依頼する** （管理会社に所属するマンション管理士を含む） ※申請マンションの管理者等及び監事、区分所有者並びに申請マンションから管理を受託している管理会社の当該マンションの担当者であるマンション管理士は事前確認はできません。	**（公財）マンション管理センター** 電話番号：03-6261-1274 URL： https://www.mankan.or.jp/11_managementplan/mpsupport.html
②	**管理会社等の管理委託先業者に依頼する** （一社）マンション管理業協会の「マンション管理適正評価制度」 ※1と併せて申請する場合	**（一社）マンション管理業協会 または 管理会社** 電話番号：03-3500-2721 URL：https://www.kanrikyo.or.jp/evaluation/index.html ※各管理会社の連絡先は、お手元の契約資料等でご確認ください。
③	**（一社）日本マンション管理士会連合会に依頼する** （一社）日本マンション管理士会連合会の「マンション管理適正化診断サービス」※2と併せて申請する場合	**（一社）日本マンション管理士会連合会** 電話番号：03-5801-0843 URL：https://www.nikkanren.org/service/shindan.html
④	**（公財）マンション管理センターに直接依頼する**	**（公財）マンション管理センター** 電話番号：03-6261-1274 URL： https://www.mankan.or.jp/11_managementplan/mpsupport.html

2 事前確認適合証の取得

認定基準に適合していると認められる場合には、マンションの管理組合に対して、マンション管理センターからシステムを通して事前確認適合証が発行されます。

※事前確認の申請から事前確認適合証の発行まで、1～2ヶ月程度の審査期間が必要とされています。（マンション管理センター「管理計画認定手続支援サービスに関する Q&A」を参照）

3 新宿区へ認定申請

事前確認適合証を取得した上で、システム上の「認定申請」のボタンを押下し、新宿区へ認定申請をしてください。

※「認定申請」のボタンを押すことで、認定申請書がシステム上で自動作成されます。

4 管理計画の認定

新宿区が申請内容の審査を行った後、管理計画を認定したマンションに「認定通知書」を郵送にて送付します。

5 公表

事前確認の申請の際、認定を受けた旨を公表することについて同意したマンションは、マンション管理センターの閲覧サイトにおいて、マンション名や所在地等が公表されます。（個々の管理計画の内容は公開されません。）

※1 マンション管理適正評価制度

（一社）マンション管理業協会が実施。
管理組合の運営に関する事項に加え、建物・設備の法定点検、耐震診断及び耐震改修の実施の状況などハード面や、消防訓練の実施等を評価。

【登 録 料】5，500円（税込）＋評価・申請手数料
【有効期間】1年間
【問合せ先】（一社）マンション管理業協会
電話番号：03-3500-2721
受付時間：9時～17時

※2 マンション管理適正化診断サービス

（一社）日本マンション管理士会連合会が実施。
管理組合の運営に関する事項に加え、建物・設備の法定点検、修繕工事の実施の状況などハード面や、損害保険の付保状況等を評価。

【登 録 料】無料
【有効期間】5年間
【問合せ先】（一社）日本マンション管理士会連合会
電話番号：03-5801-0843
受付時間：10時～17時

【管理計画認定手続支援サービスの概要】

●管理組合による管理計画認定制度の手続きを円滑化するため、マンション管理センターがインターネット上の電子システムを提供しています。この電子システムの活用により、申請者がシステム上で必要事項を入力すれば、地方公共団体（新宿区）に提出する申請書が自動作成されます。

●申請者が地方公共団体に管理計画の認定申請を行う前に、センターによる事前確認講習を修了したマンション管理士が管理計画の認定基準への適合状況を確認し、基準に適合しているとされたマンションの管理組合に対して、センターが事前確認適合証を発行します。

【管理計画認定手続支援サービス　利用案内】
具体的な申請方法等はこちらから ▶▶

【管理計画認定手続支援サービス　ユーザーマニュアル】
システム操作画面（例）はこちらから ▶▶

■申請手続きの手順（マンション管理センターのホームページをもとに作成）

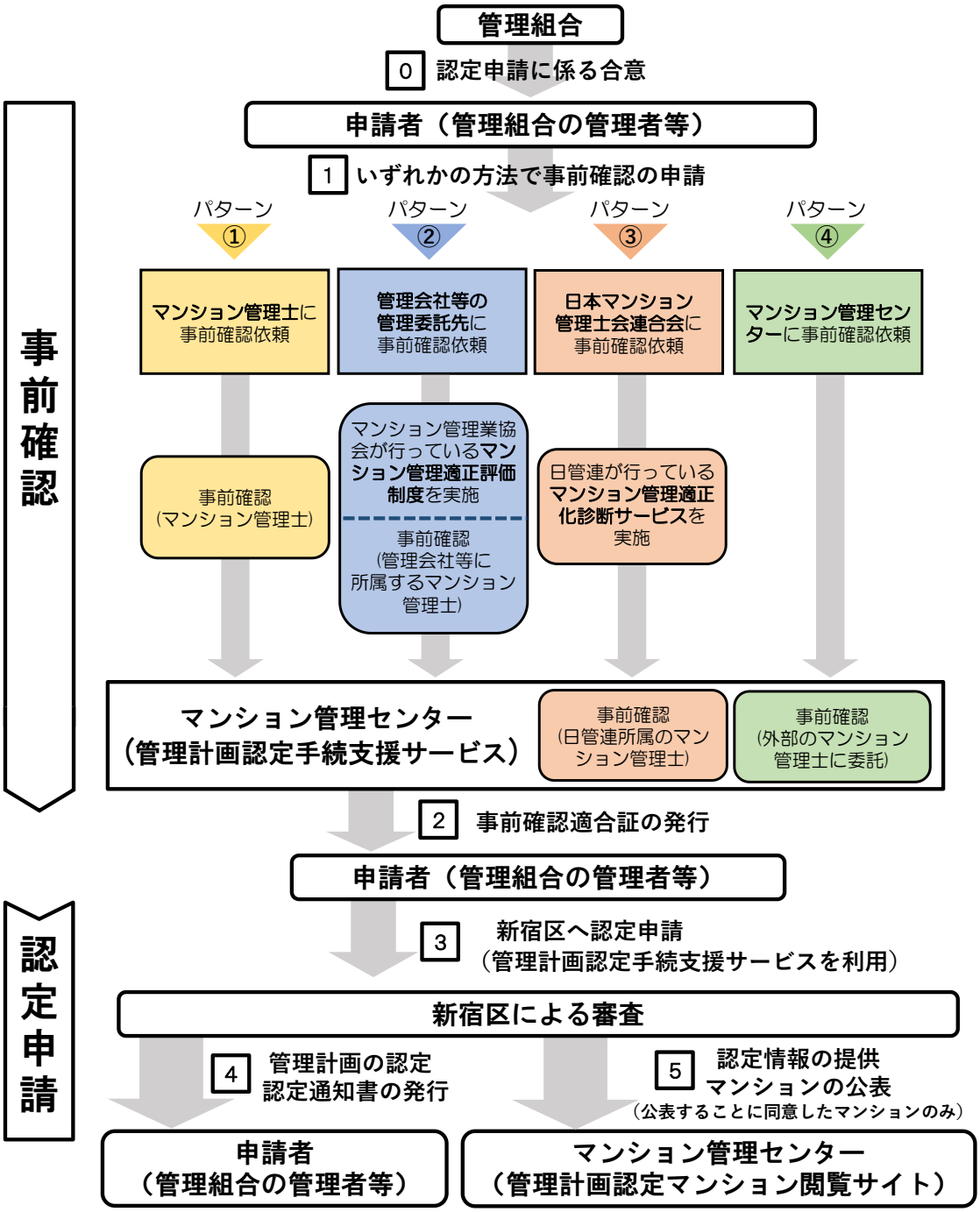

(2) 認定申請手数料

新宿区への申請手数料は無料です。(令和7年度時点)

ただし、システム利用料 10,000 円(税込)(令和7年4月現在)及び事前確認審査料(依頼先により異なる)等の費用が別途発生します。

■申請にかかる費用(令和7年度時点)

システム利用料		審査料等			新宿区手数料
1申請あたり 10,000円 (税込)	＋	パターン①	システムの利用申請前にマンション管理士に事前確認をさせる場合		無料
			【事前確認審査料】 管理組合と委託先となるマンション管理士との取決めによる		
		パターン②	(一社)マンション管理業協会のマンション管理適正評価制度を併用する場合		
			【事前確認審査料】 管理組合と委託先となる管理業者との取決めによる 【マンション管理適正評価制度】 5,500円(税込)＋評価・申請手数料		
		パターン③	(一社)日本マンション管理士会連合会のマンション管理適正化診断サービスを併用する場合		
			【事前確認審査料】 10,000円(税込)* 【マンション管理適正化診断サービス】 無料		
		パターン④	マンション管理センターに直接システムの利用申請をする場合		
			【事前確認審査料】 10,000円(税込)*		

＊長期修繕計画1計画あたりの額

第３章　認定後の手続き

（1）管理計画の更新

認定の有効期間は5年間です。引き続き管理計画の認定を受けようとする場合は、有効期間の満了日までに認定の更新申請が必要です。更新の申請手続き及び基準は、新規の認定申請と同様です。

◉認定の更新申請

【申請の時期】

現在取得している認定の有効期間内（認定の有効期間満了日の前日から起算して1ヶ月前から可能です。）

【申請方法、必要書類、費用】

新規の認定申請と同様です（p.7～9 参照）

（2）管理計画の変更

認定を受けた管理計画の変更をしようとするときは、認定の変更申請を新宿区へ行う必要があります。必要書類は以下のとおりです。

ただし、軽微な変更（p.12）に該当する場合は、認定の変更申請ではなく「軽微な変更届」を新宿区へ提出してください。

なお、管理計画の変更はシステムを通じての申請ができませんので、新宿区へ直接申請してください。

◉認定の変更申請

【申請の時期】

認定を受けた管理計画に変更が生じたとき

【申請方法】

新宿区住宅課窓口へ直接持参または郵送にて受付

【必要書類】※各2部（正本1部、副本1部）

①変更認定申請書（省令別記様式第1号の5）

②認定申請時の確認対象書類（p.5～6 参照）のうち、変更に係るもの

【費用】

無料（令和7年度時点）

◉認定管理計画に係る軽微な変更届

【申請の時期】
認定を受けた管理計画に軽微な変更が生じたとき

【申請方法】
新宿区住宅課窓口へ直接持参または郵送にて受付

【必要書類】
①認定管理計画に係る軽微な変更届（第1号様式）
②認定申請時の確認対象書類（p.5～6 参照）のうち、下記の軽微な変更に係るもの

【費用】
無料（令和7年度時点）

【軽微な変更に該当するもの】

（マンション管理適正化法施行規則第1条の15に規定）

●長期修繕計画の変更であって、次の変更に該当するもの
・マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であって、計画期間又は修繕資金計画の変更を伴わないもの
・修繕資金計画の変更であって、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないもの

●2以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更
※複数回の変更で認定当初の管理者が全員管理者から外れる場合は、その時点で変更申請が必要となります

●監事の変更

●管理規約の変更であって、監事の職務及び規約に掲げる次の事項に該当しない変更
・マンションの管理のために必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができるとされた部分への立入に関する事項
・マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保管に関する事項
・マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項

（3）その他の注意事項

◉認定申請の取下げ

認定申請、更新申請または変更申請をした管理者等が、新宿区の認定を受ける前にその申請を取り下げようとする場合は届け出てください。

【必要書類】
①マンション管理計画の認定申請取下届（第2号様式）
②申請の取下を決議した集会の議事録の写し

◉報告の徴収

区から管理計画の認定を受けたマンションの管理状況について報告を求められたときは、報告書を作成の上、提出してください。

【必要書類】
①管理計画認定マンションの管理状況報告書（第5号様式）
②報告の内容に関する書類

◉改善命令

認定を受けたマンションの管理者等が、認定管理計画に従って当該マンションの管理を行っていないと認められるときには、その改善に必要な措置を命ずることがあります。

◉管理の取りやめ

管理計画の認定を受けた管理者等が、認定を受けた管理計画に基づくマンションの管理を取りやめようとする場合は届け出てください。

【必要書類】※各2部（正本1部、副本1部）
①管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（第7号様式）
②認定通知書（更新または変更の認定を受けた場合は、直近に受けたものに係る認定通知書）
③管理を取りやめることを決議した集会の議事録の写し

◉認定の取消し

改善命令に理由もなく従わない場合や、不正な手段により認定を受けた場合においては、その認定を取り消すことがあります。

第４章　申請に係る相談窓口・参考情報等

ご質問・ご相談はこちら

■マンション管理計画認定制度や長寿命化促進税制に関すること

相談ダイヤル（無料）

一般社団法人　日本マンション管理士会連合会
『マンション管理計画認定制度相談ダイヤル』

- 電話番号：03−5801−0858
  受付時間：10時00分～17時00分（日祝、年末年始除く）
- 相談内容：マンション管理計画認定制度をはじめ
  マンション管理適正化法全般
- 電話対応者：原則として相談者の地元の都道府県マンション
  管理士会の相談員
- URL：https://www.nikkanren.org/service/ninteisodan.html

■管理計画認定手続支援サービスおよび事前確認に関すること

公益財団法人　マンション管理センター
- 電話番号：03−6261−1274
  受付時間：9時30分～17時00分（土日祝、年末年始除く）
- URL：https://www.mankan.or.jp/11_managementplan/mpsupport.html

■事前確認と併せて申請可能な評価サービスに関すること

マンション管理適正評価制度

一般社団法人　マンション管理業協会
- 電話番号：03−3500−2721
  受付時間：9時00分～17時00分（12時～13時は昼休み）
  （土日祝、年末年始除く）
- URL：https://www.kanrikyo.or.jp/evaluation/index.html

マンション管理適正化診断サービス

一般社団法人　日本マンション管理士会連合会
- 電話番号：03−5801−0843
  受付時間：10時00分～17時00分（土日祝、年末年始除く）
- URL：https://www.nikkanren.org/service/shindan.html

■マンション共用部分リフォーム融資、【フラット35】維持保全型、マンションすまい・る債に関すること

独立行政法人　住宅金融支援機構の各種問合せ先

マンション共用部分リフォーム融資

- 電話番号：03−5800−9366
  受付時間：9時00分～17時00分（土日祝、年末年始除く）
- URL：
  https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/mansionreform/index.html

【フラット35】維持保全型

- 電話番号：0120−0860−35
  受付時間：9時00分～17時00分（祝日、年末年始除く）
- URL：https://www.flat35.com/loan/ijihozen/index.html

マンションすまい・る債

- 電話番号：0120−0860−23
  受付時間：9時00分～17時00分（土日祝、年末年始除く）
- URL：https://www.jhf.go.jp/loan/kanri/smile/index.html

■マンション長寿命化促進税制等に関すること

制度の詳細	**東京都主税局** 長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンションに対する固定資産税の減税制度 URL： https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2023/daikibo_syuzen.html	
	国土交通省 マンション長寿命化促進税制（固定資産税の特例措置） URL： https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000121.html	
相談ダイヤル（無料）	**『マンション管理計画認定制度相談ダイヤル』** 電話番号：03−5801−0858	p.14参照

■区の担当窓口

新宿区都市計画部住宅課居住支援係
電話番号：03−5273−3567
受付時間：8時30分～17時00分（土日祝、年末年始除く）
URL：http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/jutaku01_000001_00022.html

新宿区マンション管理計画認定制度
申請の手引き
令和7年11月改訂

編集・発行：新宿区都市計画部住宅課居住支援係
〒160-8484　新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電 話 番 号：03－3209－1111（代表）
03－5273－3567（直通）